○関東地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百七十一号鎌倉都市計画道路事業三・五・七号腰越大船線及び三・五・十号大船停車場小袋谷線

三　事業施行期間　自平成十八年十二月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十四号岡谷都市計画、諏訪都市計画、茅野都市計画、下諏訪都市計画及び富士見都市計画下水道事業諏訪湖流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十年建設省告示第千四百六十四号長野都市計画及び須坂都市計画下水道事業千曲川流域下水道（下流処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十年十一月五日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百五十八号長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道事業千曲川流域下水道（上流処理区）

三　事業施行期間　自平成三年八月二十三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第六十一号上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道

三　事業施行期間　自平成二十一年三月十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第百八十五号秩父都市計画道路事業三・四・五号中央通線

三　事業施行期間　自平成十九年四月十九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏